（参考資料１）

肝炎専門医療機関及び協力医療機関の指定手続きについて

１　肝炎専門医療機関及び肝炎協力医療機関の指定

(1）　大阪府は肝炎専門医療機関及び肝炎協力医療機関（以下、「肝炎専門及び協力医療機関」という。）の募集及び更新について大阪府ホームページに登載するとともに、医師会等を通じて府内医療機関へ通知する。

(2)　新規指定及び更新指定を希望する医療機関は、別添の申出書に必要事項を記入の上、大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課（以下「府健康づくり課」という。）に提出する。

(3)　府健康づくり課は、大阪府がん対策推進委員会肝炎肝がん対策部会に肝炎専門及び協力医療機関の指定について諮問を行う。

(4)　大阪府がん対策推進委員会肝炎肝がん対策部会が指定の適否について審議し、答申する。

(5)　大阪府がん対策推進委員会肝炎肝がん対策部会の答申の結果、肝炎専門及び協力医療機関として協力していただく医療機関については、当該医療機関に対してその旨通知するとともに、「肝炎専門医療機関及び肝炎協力医療機関一覧表」を大阪府ホームページ等に登載する。

２　指定の解除

以下の場合、大阪府は肝炎専門医療機関又は肝炎協力医療機関の指定を解除する。

(1)　肝炎専門及び協力医療機関から指定の解除の申し出があった場合

(2)　肝炎専門及び協力医療機関に指定された医療機関の廃止を府健康づくり課が把握した場合。

(3)　市町村又は保健所の肝炎ウイルス検査等で、感染が疑われた患者の精検結果及び治療方針等を患者紹介元の市町村や保健所等、検診実施機関に適切に報告されない場合。

(4)　虚偽の報告が行われた場合。

(5)　その他、指定要件を満たさなかったなど、大阪府がん対策推進委員会肝炎肝がん対策部会が、肝炎専門及び協力医療機関として指定することが適当でないと判断する場合。